

1. 地下占用物連絡会議の設置

地下占用物連絡会議の設置

➤ 道路管理者と地下占用事業者が、相互の点検計画や点検結果を共有するほか、道路陥没を防ぐ取組の情報共有などを行う場を、道路メンテナンス会議の下部組織として設置。

道路と交差等※ する施設 道路管理者 (道路法)	道路(道路法)				その他						
	高速会社 管理道路	直轄 管理道路	公社 管理道路	都道府県・ 市町村 管理道路	鉄道	跨道橋 (鉄道除く)	<div style="border: 2px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 昨年度 設置 </div> 地下 占用物				
高速会社	<div style="text-align: center;"> <h2 style="color: blue;">道路メンテナンス会議</h2> <p>【都道府県単位で設置済み】</p> </div>				<div style="text-align: center;"> <h2 style="color: red;">道路鉄道 連絡会議</h2> <p>【メンテ会議の 下部組織】</p> </div>	<div style="text-align: center;"> <h2 style="color: green;">跨道橋 連絡会議</h2> <p>【メンテ会議の 下部組織】</p> </div>	<div style="text-align: center;"> <h2 style="color: purple;">地下占用物 連絡会議</h2> <p>【メンテ会議の 下部組織】</p> </div>				
直轄					<事務局> 国道事務所				<事務局> 国道事務所	<事務局> 国道事務所	<事務局> 国道事務所
公社					 						
都道府県 市区町村											

※ 交差の他、縦断的に重なる施設を含む

地下占用物連絡会議の概要

＜地下占用物連絡会議の概要＞

■地下占用物連絡会議の位置付け

- ・「道路メンテナンス会議」の下部組織として設置
- ・事務局は各都道府県の道路メンテナンス会議とりまとめ国道事務所

■対象施設

- ・高速道路、直轄国道、公社道路、補助国道、都道府県道、市町村道に関する道路地下の鉄道施設、通信関係施設、電力関係施設、ガス関係施設、上下水道施設、その他必要と認める施設

■メンバー

- ・上記「対象施設」の占有者及び関係する道路管理者

■調整・共有内容

- ・占有者による当年度の点検計画・前年度の点検結果
- ・道路管理者による路面下空洞調査結果
- ・前年度の道路陥没実績、陥没箇所の措置事例
- ・その他、道路陥没対策に寄与する情報等

■開催頻度

- ・年1回を基本とし、必要に応じて適宜開催

(参考)道路メンテナンス会議

- 関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的に、「道路メンテナンス会議」を設置。

※平成26年7月7日までに全都道府県で設置

体制

- ・地方整備局(直轄事務所)
- ・地方公共団体(都道府県、市町村)
- ・高速道路会社(NEXCO・首都高速・阪神高速・本四高速)
- ・道路公社

役割

1. 維持管理等に関する情報共有
 2. 点検、修繕等の状況把握及び対策の推進
 3. 点検業務の発注支援(地域一括発注等)
 4. 技術的な相談対応
- 等



会議状況

(令和5年11月29日 鹿児島県道路メンテナンス会議)